

記者発表				
月／日 (曜日)	担当課 (班)	TEL (内線)	発表者 (担当班長)	その他 配布先
6／6 (月)	産業労働部 地域経済課	078-362-3326 内線3563	地域経済課長 川西 正孝 (近藤 明宏)	—

洲本外町地域のまちなか再生事業の認定について
(「商店街の活性化とまちの再整備によるにぎわいのまちづくり事業」)

県では、空き店舗の増加等により衰退する商店街とその商圈となる周辺住宅地において、商店街の活性化とまちの再整備に資する施策を総合的に講じる「商店街の活性化とまちの再整備によるにぎわいのまちづくり事業」を産業労働部とまちづくり部が共同で実施しています。

洲本市の外町地域については、平成30年4月に「まちなか再生区域」の指定の後、県のアドバイザー派遣制度等を活用しながら、「まちなか再生協議会」の設立、「まちなか再生計画」の策定、同計画に基づく「まちなか再生事業」の検討などが進められてきました。

このたび、洲本外町地域まちなか再生協議会から申請のあったまちなか再生事業について、6月1日付けで認定をしました。

この認定により、協議会は県の店舗再編促進事業等の活用が可能となります。今後も引き続き、まちなか再生が着実に進むよう、積極的に支援していきます。

1 認定したまちなか再生事業

(1) 商店街活性化事業

- ・店舗再編促進事業（再編対象の店舗移転費を支援）
- ・再編店舗開業支援事業（店舗の移転開店に伴う内装工事等を支援）
- ・再編店舗円滑化事業（店舗の移転開店に伴う家賃を支援）

(2) 事業期間

令和4年度から令和6年度まで

2 問合せ先

兵庫県産業労働部地域経済課商業活性化班

電話：078-362-3326（内線：3563） FAX：078-362-4274

[参考1] 洲本外町地域まちなか再生協議会の概要

(1) 設立年月日

平成30年5月15日

(2) 組織

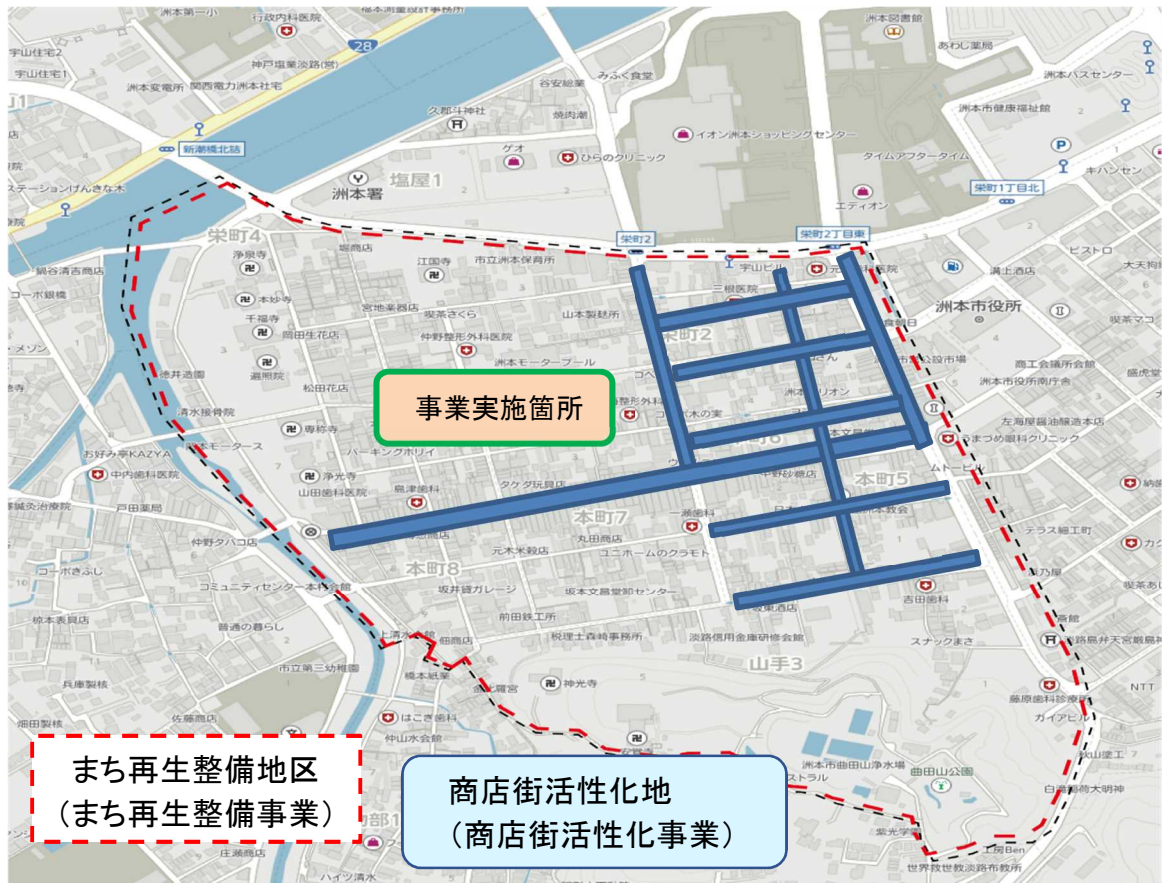
- ・会長：坂本 昌文
- ・主な会員：洲本市商店連合会

(3) 地域の概要

隣接する内町地域を含め洲本市の中心市街地となっており、商業施設や公共施設、病院等の都市機能が多数集積するとともに、祭り、イベント等も多数行われ淡路島の政治、経済、文化の中心となっている。しかしながら、道路網などの交通体系の変化、情報・物流革命にともなう消費生活の変化などにより、企業、商店、住宅の郊外移転等が進み、空き地、空き家が増加しており、商店街には空き店舗が目立っている。そのため、空き店舗の利活用や、まちなかの再整備などの賑わいを創出するまちづくり事業に取り組む。

(4) 対象区域

塩屋筋商店街及び近隣一帯



(5) これまでの経緯

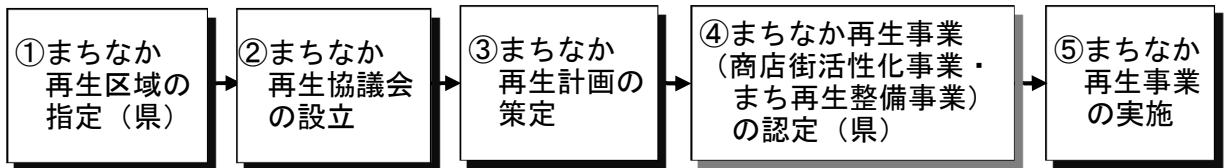
- | | |
|------------|--------------|
| 平成30年4月27日 | まちなか再生区域の指定 |
| 5月15日 | まちなか再生協議会の設立 |
| 令和元年5月21日 | まちなか再生計画の策定 |
| 令和3年9月9日 | まちなか再生計画の改訂 |
| 令和4年6月1日 | まちなか再生事業の認定 |

〔参考2〕商店街の活性化とまちの再整備によるにぎわいのまちづくり事業について

中心市街地に位置しながら、空き店舗の増加等が進む商店街は、店主の高齢化や後継者不足等の課題も有し、将来にわたり継続していくことが困難な状況にあります。

このため、商店街の活性化をまちづくりの観点から捉え直し、産業労働部とまちづくり部が一体となり、商店街とその商圈となる周辺住宅地において、商業者と地域住民等が主体となり実施する「商店街の活性化」と「まちの再整備」による総合的なまちづくり（以下「まちなか再生」という。）の取組を支援しています。

【まちなか再生の流れ】



- ① まちなか再生区域の指定
まちなか再生を推進する区域について、県が、市町からの申出に基づき指定
- ② まちなか再生協議会の設立
商店街組織、自治会、まちづくり会社等が、まちなか再生に取り組むための組織を設立
- ③ まちなか再生計画の策定
まちなか再生協議会が、まちなか再生を推進するための計画を策定
- ④ まちなか再生事業の認定
計画に位置付けられたまちなか再生事業（商店街活性化事業・まち再生整備事業）について、まちなか再生協議会からの申請に基づき、県が、市町の意見を聴いた上で認定
- ⑤ まちなか再生事業の実施
各主体が、認定を受けた商店街活性化事業及びまち再生事業を実施

【まちなか再生のイメージ】

